

秩父市中期財政計画

(第3次 財政健全化計画)

地域を守る
エイト
80マン



©秩父市

平成29年3月

秩 父 市

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I 中期財政計画 | |
| 第1章 計画の基本的事項 | 2 |
| 1 計画の位置付け | 2 |
| 2 計画の内容 | 2 |
| 第2章 市財政の現状 | 4 |
| 1 市財政の現状 | 4 |
| 2 財政構造の特徴 | 4 |
| (1) 歳入の状況 | 4 |
| (2) 歳出の状況 | 5 |
| (3) 地方債及び基金の状況 | 6 |
| (4) 各種財政指標の推移 | 7 |
| 第3章 中期財政計画（財政プラン） | 8 |
| 1 歳入の見通し | 8 |
| 2 歳出の見通し | 12 |
| <義務的経費> | 12 |
| <その他の経常的経費> | 14 |
| <投資的経費> | 15 |
| 3 取り組むべき課題 | 16 |
| 4 目標の設定 | 17 |
| 5 中期財政計画（財政プラン） | 19 |
| 6 長期財政見通し | 20 |
| II 第3次 財政健全化計画 | |
| 第1章 計画の基本的事項 | 21 |
| 1 基本的理念 | 21 |
| 2 計画の内容 | 22 |
| 第2章 財政健全化計画 | 22 |
| 1 人件費 | 22 |
| 2 扶助費 | 23 |
| 3 公債費 | 23 |
| 4 物件費・維持補修費 | 24 |
| 5 補助費等・繰出金・出資金 | 25 |
| 6 歳入確保（その他取り組むべき方策） | 25 |
| むすびに | 27 |

はじめに

本市においては、合併後 10 年が経過し、合併特例期間の終了に伴う普通交付税の縮減が始まり、財政構造の大幅な見直しを必要とする時期を迎えています。

また、市税収入の大幅な増加が見込めない中、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加、施設の老朽化に伴う維持管理費や物件費の増加が見込まれるなど、今後、さらに厳しい財政状況が予想されます。

これらを踏まえ、将来的に持続可能な行政基盤を確立していくためには、中長期的な視点に立った規律ある健全な財政運営を堅持する必要があるとあり、このたび「中期財政計画」と「財政健全化計画」の二つの計画の見直しを同時に行いました。

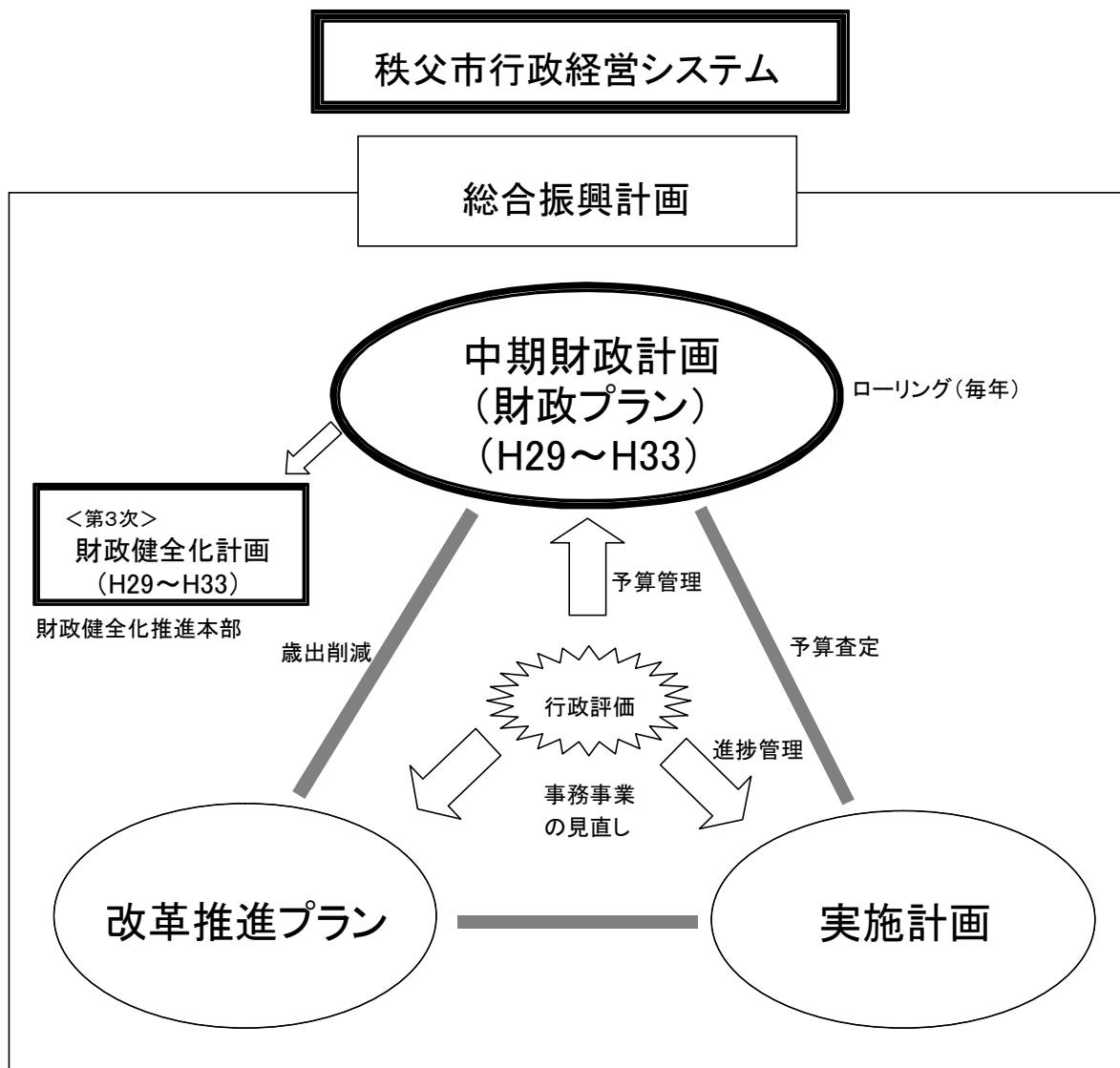
本計画は、秩父市まちづくり基本条例に基づき策定しておりますが、市財政の現状分析を行い、将来の財政収支の見通しを明らかにしています。また、財政健全化に向けた取組事項を示しており、今後の財政運営の指針として活用するとともに、総合振興計画に掲げる将来都市像「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の実現に向け、健全で規律ある財政運営に努めてまいります。

I 中期財政計画

第1章 計画の基本的事項

1 計画の位置付け

< 相関図 >



2 計画の内容

- (1) 計画期間
平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。
- (2) 対象となる会計
普通会計のみを対象とします。

(3) 推計方法

- ・平成23年度から平成27年度までの決算額及び平成28年度予算額を参考に、各年度の決算見込み額を推計しています。
- ・税制、国・県の補助制度等については、現行の制度が継続する前提で推計しています。
- ・計画に用いる人口は、地域政策課公表の、「平成28年4月1日のデータをもとにした秩父市の人口推計」によります。

<人口推計>

| | | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | 平成33年 |
|---------------------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就学前年齢 | (0～5歳) | 2,864 | 2,806 | 2,719 | 2,651 | 2,577 | 2,474 | 2,392 | 2,289 |
| 義務教育及び高校・大学等(6～22歳) | | 10,514 | 10,262 | 9,963 | 9,660 | 9,405 | 9,177 | 8,891 | 8,682 |
| | (うち小学生人口) | 3,356 | 3,283 | 3,208 | 3,113 | 3,022 | 2,940 | 2,864 | 2,799 |
| | (うち中学生人口) | 1,847 | 1,807 | 1,778 | 1,737 | 1,693 | 1,662 | 1,620 | 1,585 |
| | (うち高校生人口) | 2,047 | 1,936 | 1,889 | 1,837 | 1,795 | 1,766 | 1,725 | 1,681 |
| | (うち大学生等人口) | 3,264 | 3,236 | 3,088 | 2,973 | 2,895 | 2,809 | 2,682 | 2,617 |
| 実質生産年齢人口 | (23～64歳) | 33,924 | 33,076 | 32,435 | 31,720 | 31,071 | 30,374 | 29,812 | 29,178 |
| | (うち23～59歳) | 28,529 | 27,987 | 27,477 | 26,967 | 26,417 | 25,861 | 25,331 | 24,860 |
| | (うち60～64歳) | 5,395 | 5,089 | 4,958 | 4,753 | 4,654 | 4,513 | 4,481 | 4,318 |
| 前期高齢者 | (65～74歳) | 8,938 | 9,269 | 9,343 | 9,432 | 9,480 | 9,514 | 9,587 | 9,858 |
| 後期高齢者 | (75歳以上) | 10,245 | 10,328 | 10,529 | 10,648 | 10,693 | 10,776 | 10,710 | 10,455 |
| 合計 | | 66,485 | 65,741 | 64,989 | 64,111 | 63,226 | 62,315 | 61,392 | 60,462 |

・経済成長率

経済成長率は0%で見込んでいます。

平成25年8月に策定した政府の中期財政計画では、「今後10年間(2013年度から2022年度)の平均で、名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長を目指す。」としています。政府は、デフレ脱却と経済の好循環を確かなものとするため、消費税率の10%への引上げ時期を平成31年10月に延期し、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を策定して地方へのアベノミクスの波及を図っています。

しかし、内閣府が公表した昨年7月～9月期の実質GDP(1次速報値)は+0.5%と上昇しましたが、本年1月の月例経済報告では、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」と、本格的な回復基調とは言えない景気判断をしています。

このため、現時点では経済成長率を見込まず、状況を見て今後のローリング作業の際に見直します。

・消費税率引き上げ

平成31年10月1日から消費税を10%に引き上げることが決定しているため、見込額に算入しました。

(4) 計画の更新

決算状況や経済動向を考慮して、毎年度ローリングを行うこととします。

第2章 市財政の現状

1 市財政の現状

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来や地方分権・広域行政の進展など、時代の変革への対応を求められています。

秩父市は、こうした行政課題に対応していくため、平成 17 年 4 月に合併しました。合併に伴い、合併特例期間は交付税の優遇措置や合併特例債の活用などのメリットを享受できます。

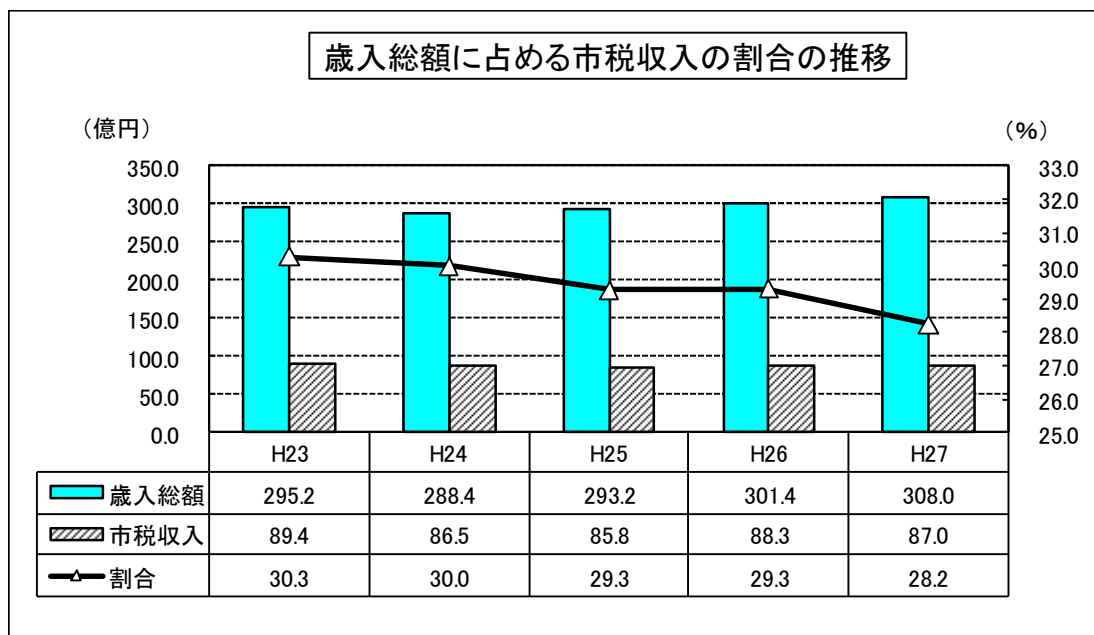
しかし、秩父市の財政は歳入に占める依存財源の比率が高く、財源確保において厳しい状況にあることに変わりありません。高齢化も全国平均を上回る状況で進行しており、医療福祉の充実に対する住民ニーズは高まっています。また、森林をはじめとする環境保全、次代を担う人づくりのための教育環境の整備、公共施設の老朽化、再編等への対応など、今後の行政運営に必要な経費は多大であり、市財政に対する不安は増大しています。

2 財政構造の特徴

秩父市の平成 23 年度から平成 27 年度までの歳入・歳出の財政分析を行いました。

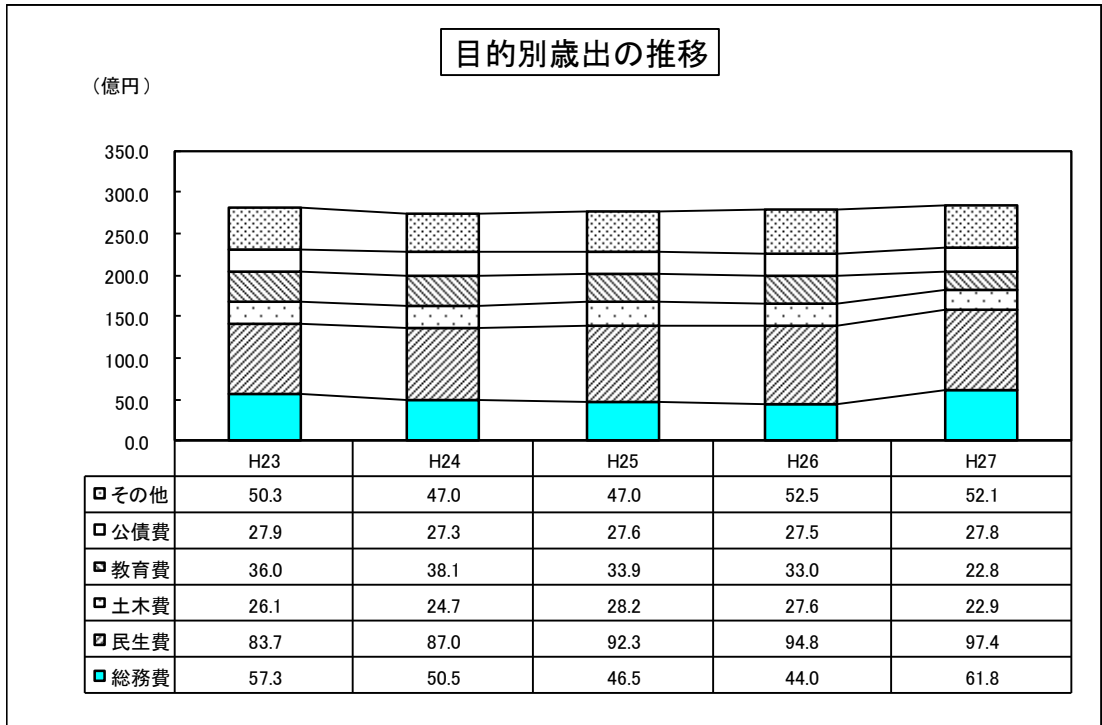
(1) 歳入の状況

歳入の柱となるべき市税収入の歳入総額に占める割合は、平成 27 年度が 28.2%であり、全国平均（速報値）の 32.7%と比較して、4.5 ポイント低い状況にあります。



(2) 歳出の状況

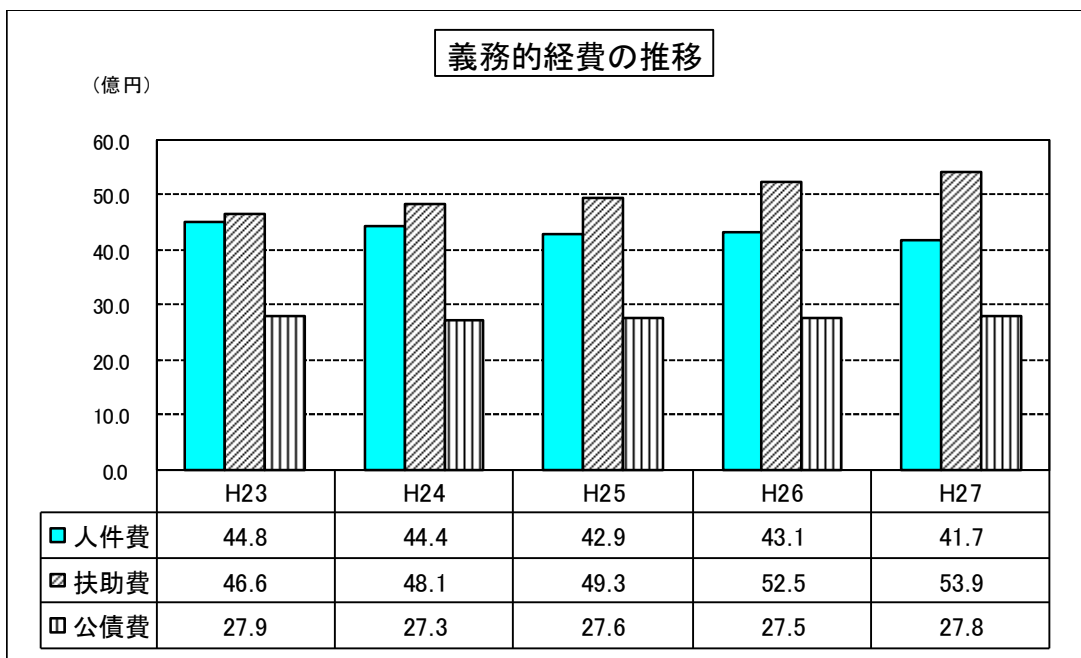
歳出の構成を行政目的別に見ると、民生費の構成割合が高く年々増加しています。また、平成26年度まで合併特例債を活用し教育環境の整備等を行ってきたため、教育費の占める割合が高くなっていましたが、平成27年度は、本庁舎・市民会館建設のため総務費の割合が高くなっています。



義務的経費は、歳出のうち容易に節減できない硬直性の強い経費のことです。人件費は、定員適正化計画に基づく職員数の削減等により減少傾向にあります。

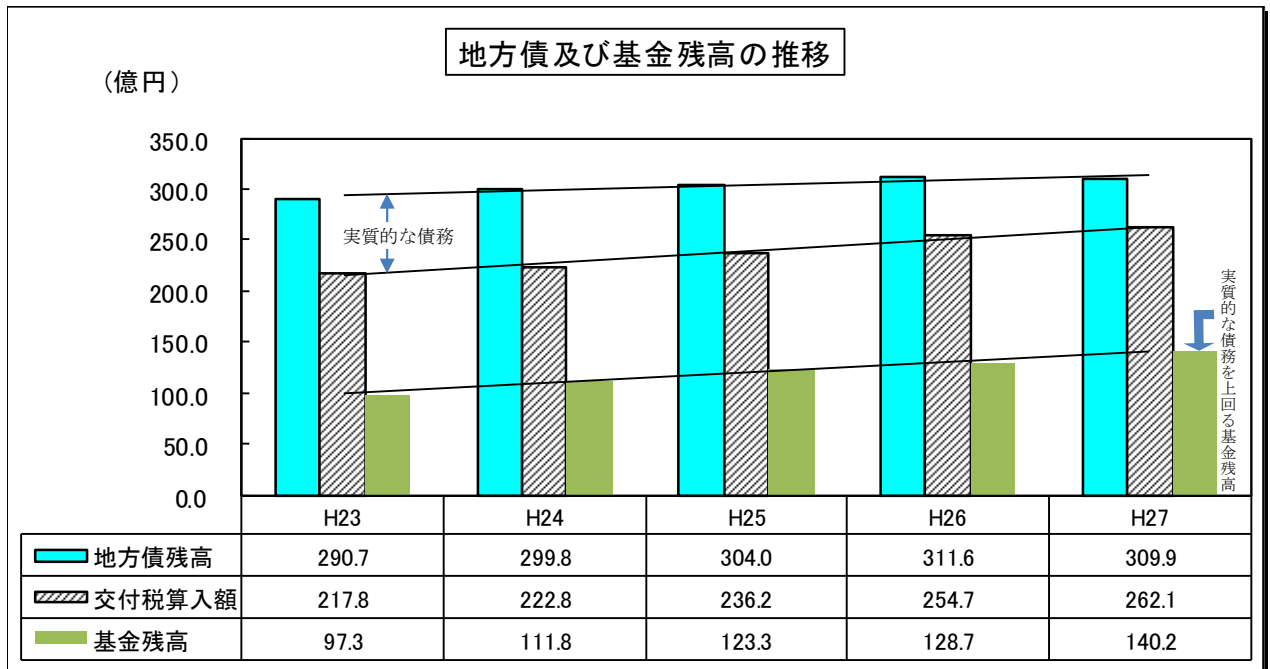
公債費は、概ね横ばいとなっておりますが、今後、繰上償還次第で増減すると思われます。

扶助費は、景気の低迷による影響もありますが、保育園の運営や医療費助成、



障がい者・高齢者対策に要する経費、児童手当の支給等により、年々増加しています。また、特に平成 26 年度以降に扶助費が増加しているのは、平成 26 年 4 月の消費税率引上げによる影響を緩和するための臨時的な措置として実施した「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の影響によるものです。

(3) 地方債及び基金の状況



地方債は、将来にわたり償還義務が発生しますが、長期間市民が利用する施設の建設等について、現役世代の市民だけでなく、将来その施設を使用する市民を含め、長期間にわたり経費を負担する「世代間の負担の公平」を図る機能があります。

地方債残高は、地方交付税原資の不足による臨時財政対策債や合併特例債の発行により増加しています。しかし、その償還額が地方交付税で措置される有利な地方債を選択しているため、地方債残高のうち地方交付税算入額の割合は増加しており、実質的な債務額は減少傾向にあります。

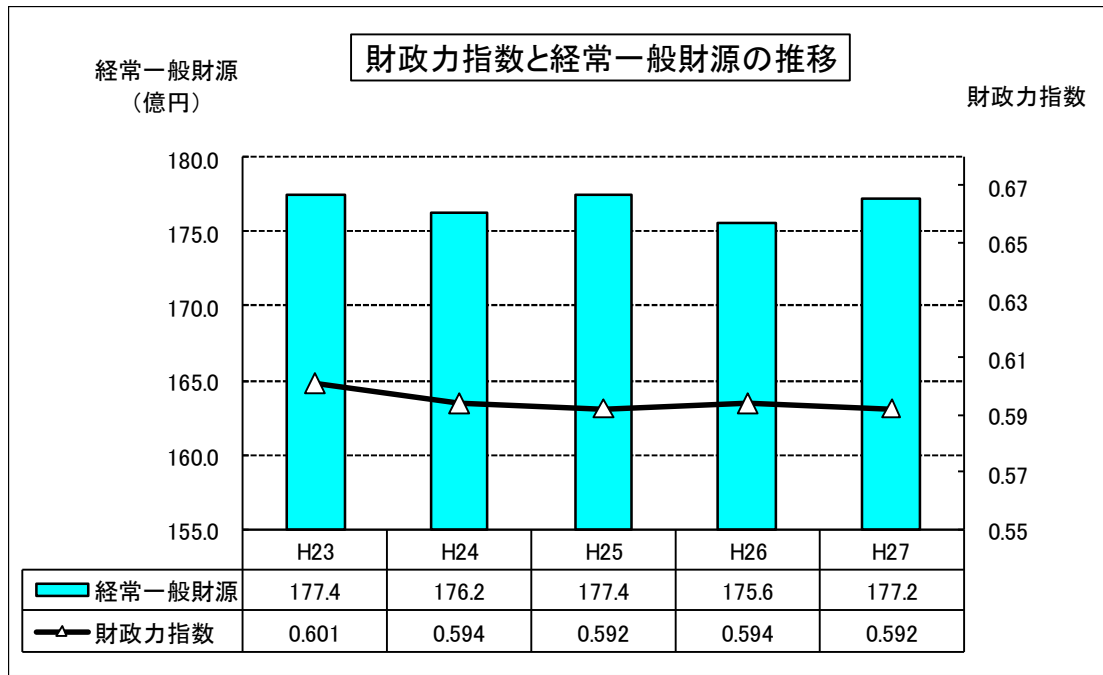
基金は、その性質上、奨学資金のように貸付を目的とし、原資が減少しない定額運用のものと、施設の建設や財源不足が生じたとき、その不足分を賄うために取崩すためのものがあります。秩父市は平成 27 年度末現在 16 の基金を有しています。

基金残高は、本庁舎・市民会館建設の財源として公共施設整備基金への積立てや、将来の公債費の財源とするために減債基金への積立てを計画的に行ってきたため、残高の増加が顕著になっています。

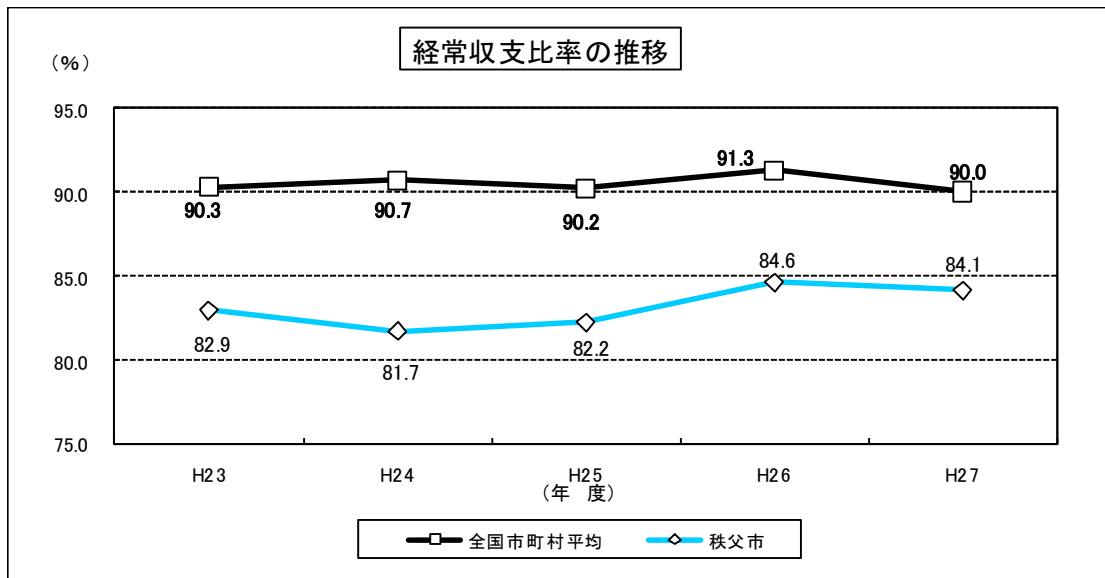
地方債と基金の残高がともに増加しているため、今後はこれらのバランスを注視していく必要があり、基金を活用して地方債残高の抑制に取り組みます。

(4) 各種財政指標の推移

毎年度連続して継続的に収入される財源のうち、その用途が限定されない経常一般財源と、財政力指数はほぼ横ばいになっています。

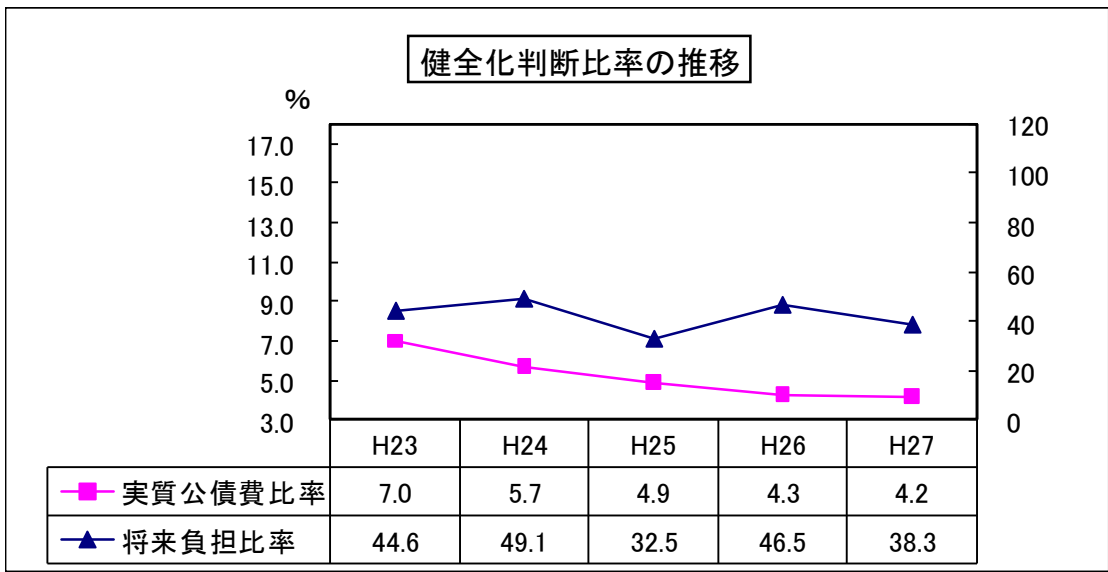


経常収支比率は、普通交付税及び臨時財政対策債の増額や財政健全化計画による行財政改革に取り組んだ結果、平成 27 年度までの数値はいずれも全国平均より低い状態にあります。しかし、財政健全化計画の 80% の目標値はなかなか実現できない状況が続いています。



健全化判断比率ですが、4つの指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がありませんでした。実質公債費比率は、平成 27 年度決算の数値が 4.2% (3 カ年平均) と平成 26 年度に比べて、0.1 ポイント改善しています。将来負担比率は 38.3 とこちらも 8.2 ポイント改善しました。いずれも、早期

健全化基準、財政再生基準を大幅に下回っています。



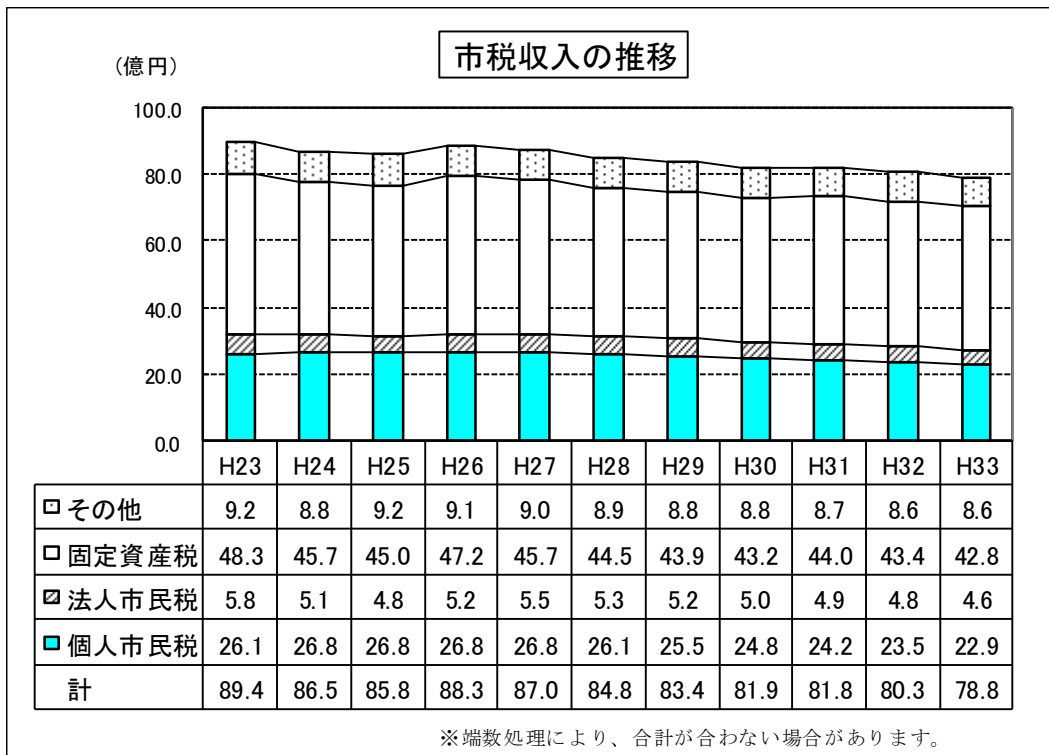
第3章 中期財政計画(財政プラン)

1 歳入の見通し

(1) 市税

市税は歳入の柱であり、歳入総額の約30%を占めています。

固定資産税は平成23年度以降減少していましたが、ダム資産の軽減特例期間が終了したため、平成26年度は上昇に転じましたが、その後再び減少し今後は横ばいの状況で推移すると思われます。一方、市民税は景気により増減しますが、これまで、ほぼ横ばいで推移してきたものの今後の人口減少の傾向を考慮すると減少傾向にあり、市税全体でも減少傾向にあります。



① 個人市民税

過去の決算額を参考に、前年度の実質生産年齢人口（23歳～64歳）の増減率を乗じた値を加算しています。人口の減少等により減少していく見込みです。

② 法人市民税

過去の決算額を参考に、当年度の実質生産年齢人口の増減率を乗じた値を加算しています。経済成長率や個別企業の業績見通しは考慮しておらず、平成27年度決算額から漸減傾向になるものと見込んでいます。

③ 固定資産税

過去の決算額を参考に算出しています。滝沢ダムについては、償却資産の特例率の変更により平成26年度に増額となりました。減価償却等を見込み、平成28年度以降、償却資産は1%、国有資産は2%をそれぞれ一律で減額とし、評価替え等による土地・家屋の減額分をダムの増額分で補う形で推移するものと見込まれます。

④ その他市税

その他の市税には、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、入湯税があり、いずれも過去の決算額を参考に算出しています。軽自動車税は、低燃費等の理由で購入者が増えていることや税制改正により、微増で推移するものと見込んでいます。鉱産税、たばこ税は減少傾向、入湯税は微増傾向を見込んでいます。

(2) 地方譲与税・交付金

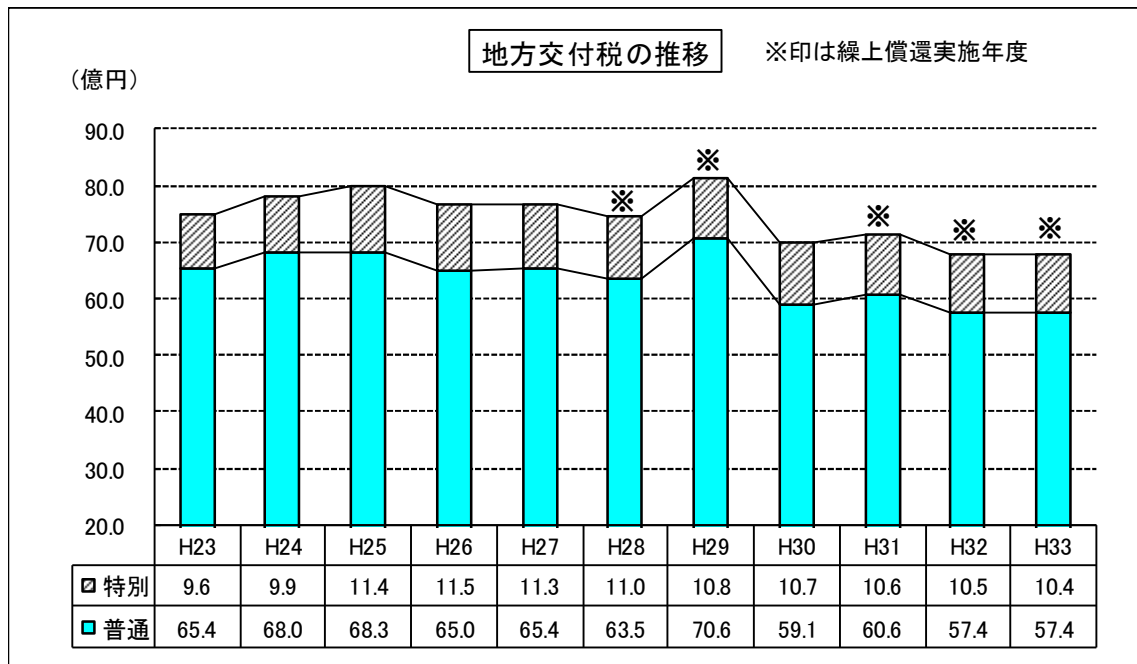
地方譲与税には、自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税があります。暫定税率等、国の政策に影響を受けますが、過去の決算額を参考に算出し、漸減傾向になるものと見込みました。

交付金は、地方消費税交付金・自動車取得税交付金・ゴルフ場利用税交付金・地方特例交付金等があります。消費税率の引き上げに伴い、地方消費税交付金が平成27年度と平成32年度に大幅な増額となりますが、その後、全体としては漸減傾向で推移するものと見込んでいます。

(3) 地方交付税

地方交付税は、市税とともに秩父市の歳入の約20%以上を占める重要な財源となっています。

平成20年度から増額傾向にありましたが、今後は減少傾向に転じ、平成28年度以降は合併特例期間の終了により平成32年まで順次削減されることから大幅な減額が見込まれます。ただし、平成28年度以降は市債の繰上げ償還を計画しており、これに対し普通交付税が算入されることから一時的には増額となることが見込まれます。



① 普通交付税

市税収入等が減少したことや合併特例債等の交付税算入のある地方債の償還も始まっているため、平成25年度までは増額となりましたが、その後は減少傾向となっています。なお、秩父市は平成17年に合併しているため、平成27年度まで合併算定替の特例を受けることができますが、平成28年度から平成32年度にかけて段階的に減額され、平成33年度からは特例措置が完全なくなります。

しかし、平成28年度以降、市債の繰上償還を積極的に行う計画であり、繰上償還を実施する年度には、償還額の一部が普通交付税に算入されるため、一時的に増加する見込みです。

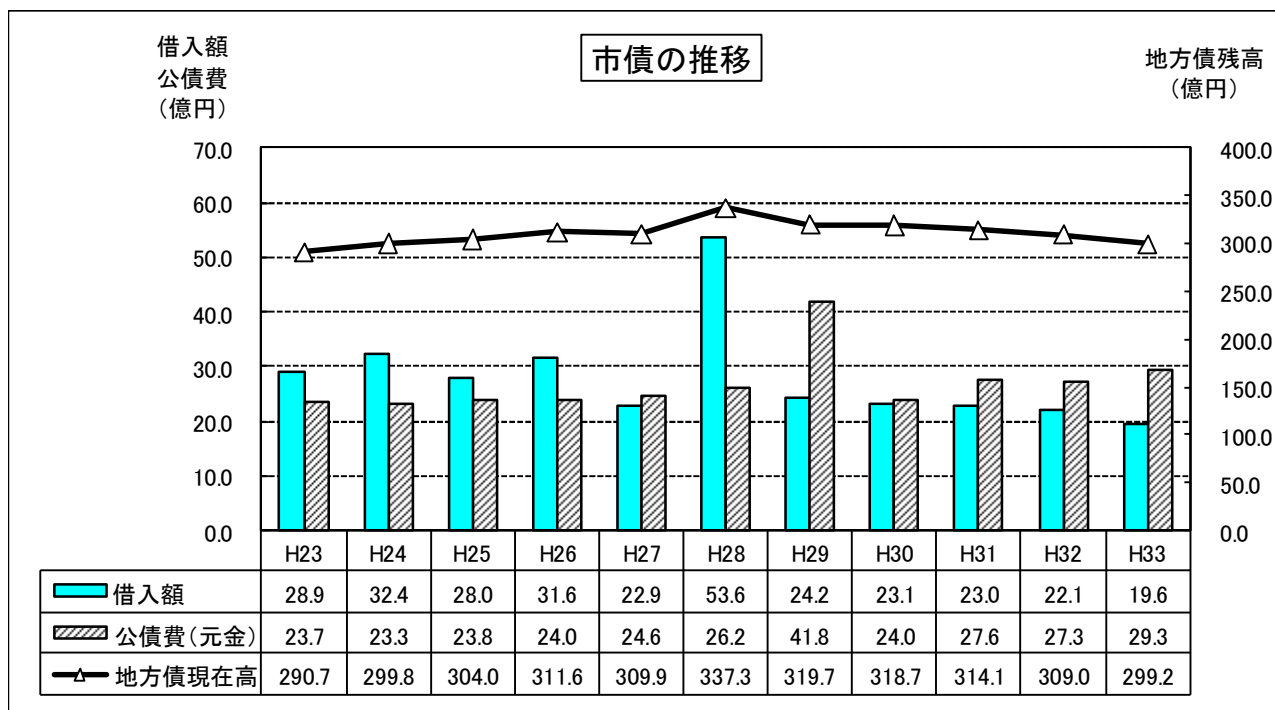
② 特別交付税

平成26年2月の記録的な大雪により平成25～27年度に特別交付税の増額がありました。また、平成28年度以降は、災害等ない限り10億円台で推移するものと見込んでいます。

(4) 国県支出金

国庫支出金は、国の臨時的な経済対策や福祉給付に強く影響を受けるため、年度ごとの変動が大きくなっています。この分を除いて過去の決算額を参考に算出した結果、全体では横ばい傾向で推移するものと見込んでいます。

(5) 市債



① 市債

合併特例債、辺地・過疎対策事業債など、交付税算入率の高い市債を中心に、借入を予定しています。普通建設事業の事業規模から算出していますが、必要な事業及び規模を精査するとともに、基金を活用して地方債の借入額を減少させていく計画です。

② 臨時財政対策債

地方交付税原資の不足に対処するため、平成13年から平成15年度の3カ年度に限り制度化された地方債ですが5度の延長を経て現在に至っています。今後も何らかの形で地方の財源不足を補てんするものと考えられ、過去の発行可能額を参考に算出し、微減傾向で推移するものと見込んでいます。

③ 地方債残高

臨時財政対策債や合併特例債の発行により、地方債残高は緩やかに増加し、平成28年度には本庁舎・市民会館建設事業のため大幅に増加しました。平成29年度以降は、基金を活用して繰上償還の実施と借入額の抑制を並行して進め、残高を抑制していく計画です。

(6) 繰入金

基金からの繰入金と特別会計からの繰入金があります。大きな割合を占めるのは基金からの繰入金で、財政調整基金、公共施設整備基金などがあります。過去の繰入額を参考に算出しています。今後、市債の繰上償還を予定しており、平成28年度以降、減債基金等からの繰入を見込んでいます。

(7) その他

分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などがあります。寄附

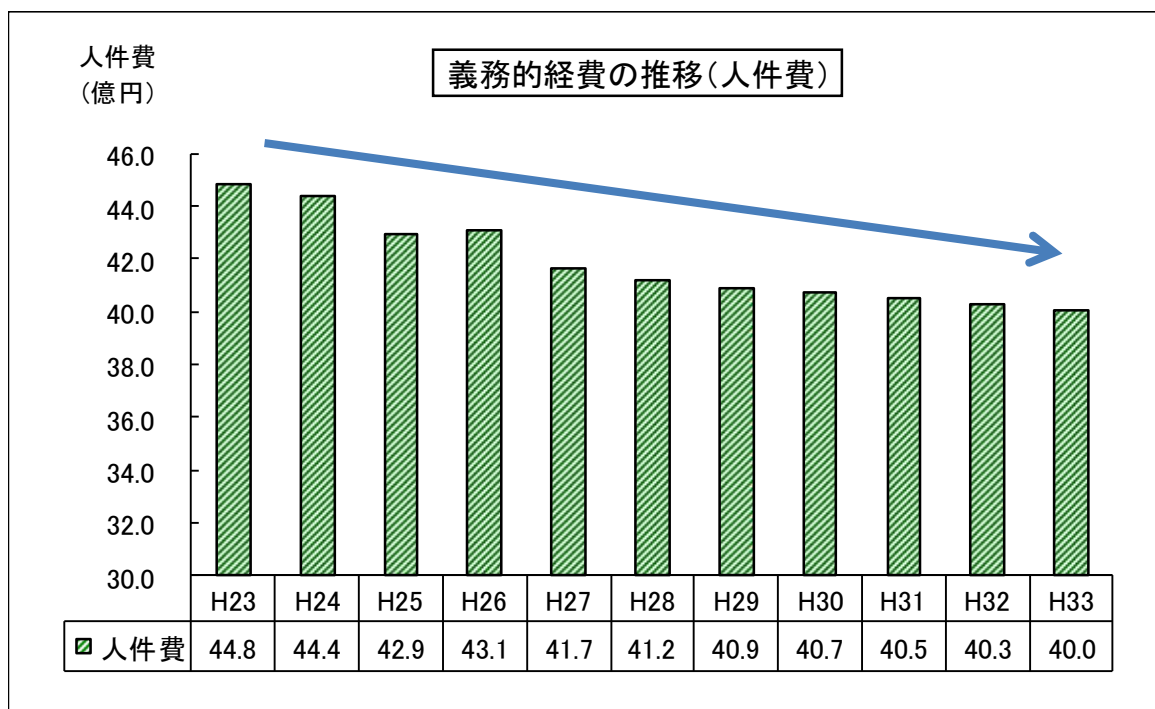
金については、ふるさと納税寄附金を見込んでいます。また、使用料及び手数料については、受益者負担の原則から見直しを予定しておりますが、本計画では平成31年10月1日からの消費税増税分のみ見込んでいます。その他はいずれも過去の決算額を参考に算出していますが、概ね横ばいに推移するものと見込んでいます。

2 歳出の見通し

<義務的経費>

(1) 人件費

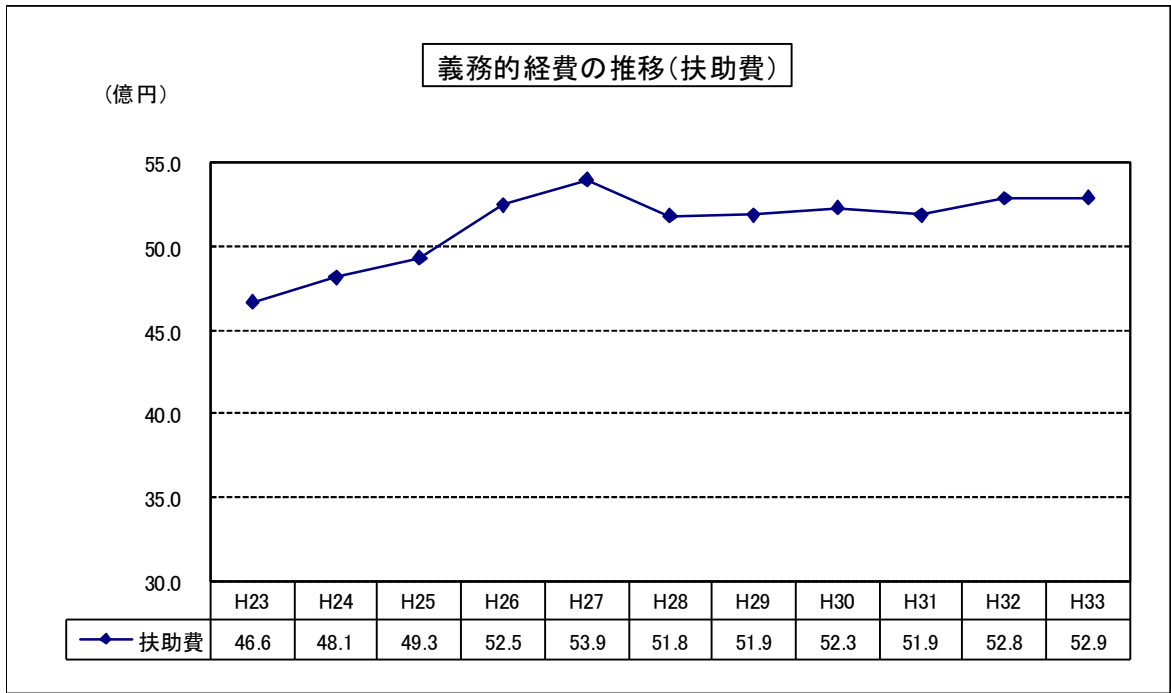
定員適正化計画に基づいて職員の削減を計画的に進めており、平成26年度に見直しを行った定員適正化計画に基づき、さらに職員数を削減する予定になっています。これに伴って、人件費も削減される見込みです。



(2) 扶助費

過去の決算額と人口の推移（高齢者人口、児童人口等）や社会保障制度の充実を参考に算出していますが、平成22年度の「子ども手当」の創設（平成24年度以降は「児童手当」）により、大幅な増加となっています。平成26年度から平成27年度にかけて増加しているのは、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するための臨時的な措置として実施した臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金によるものです。

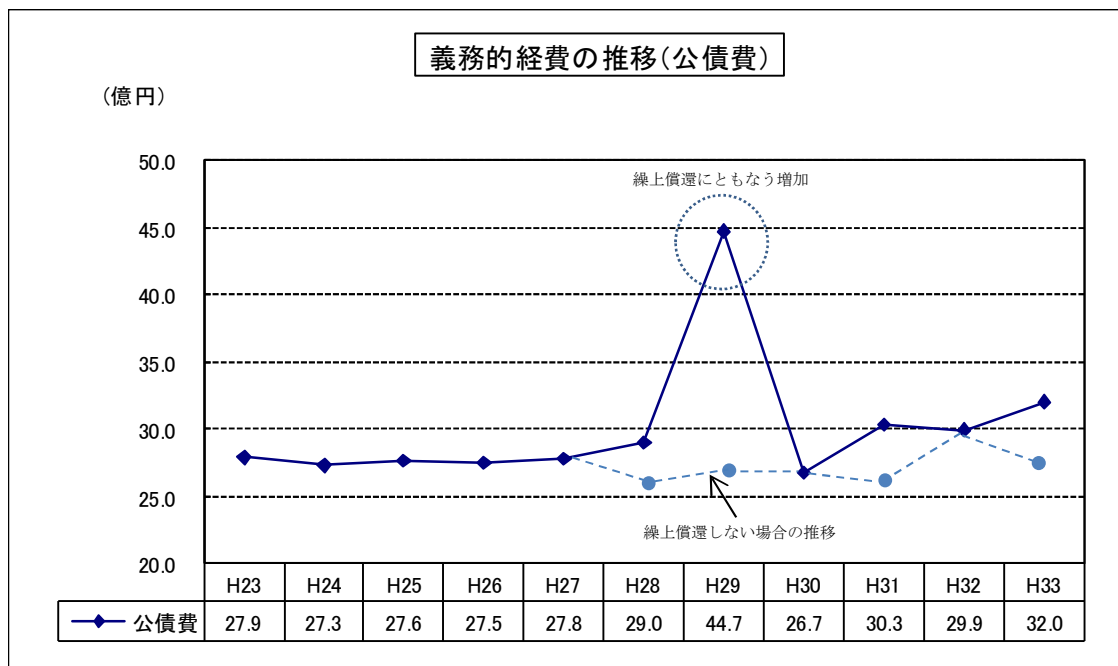
平成29年度以降は、高齢者人口の増加を考慮し、漸増傾向となる見込みです。



(3) 公債費

既に発行した市債の今後の償還額を見込むとともに、新規に発行する市債については、平成 29～33 年度までに約 112 億円の市債を発行する前提で償還額を見込んでいます。本庁舎・市民会館等の建設に伴い、市債残高が増加したことから、市債残高の抑制として、平成 28 年度に 3.8 億円、29 年度に 18.9 億円、31 年度に 4.3 億円、33 年度に 3.6 億円の繰上償還を計画しているため、一時的に公債費が増加する見込みです。

なお、新規発行分の利子は、1.0%で推計しています。

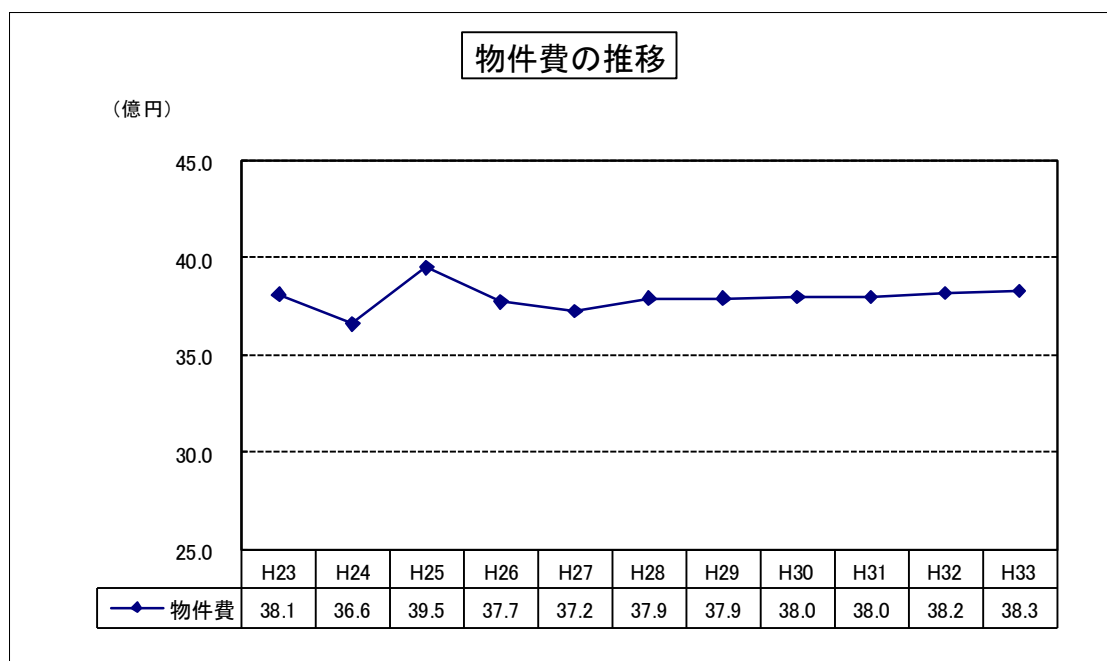


<その他の経常的経費>

(1) 物件費

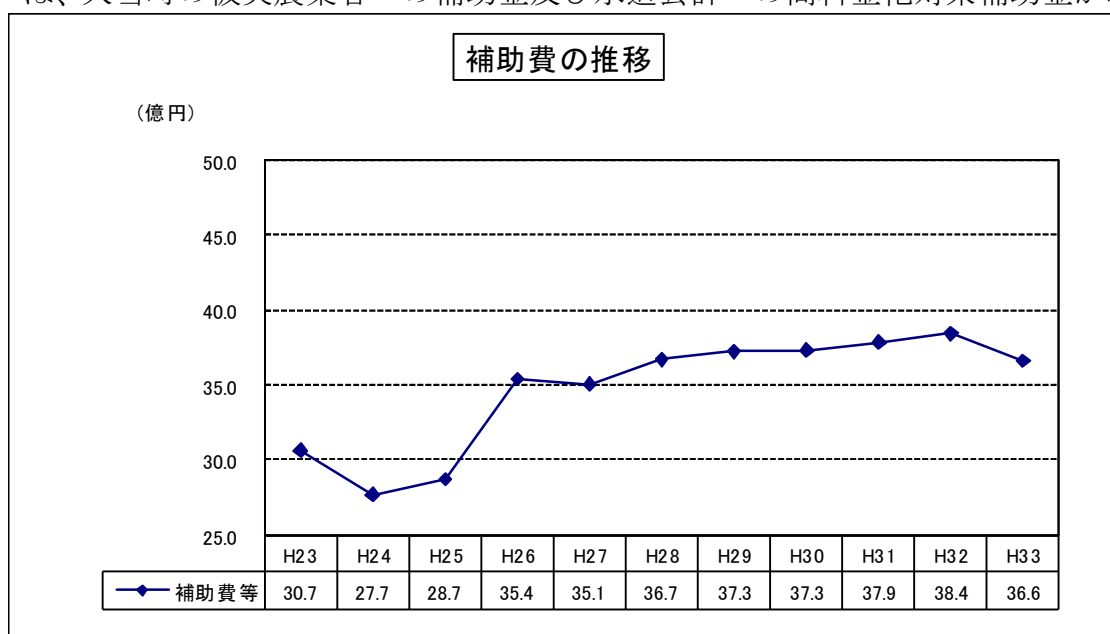
過去の決算額をもとに算出しています。

平成 25 年度は電気料の値上げによる光熱水費の増加などから増加しましたが、平成 26 年度は「ミューズパークスポーツの森」の運営方法の見直しなどにより減少しました。今後は、消費税の増税により増える要因はありますが、ファシリティマネジメントの推進など経費の抑制に努力し、総額では横ばい傾向で推移すると見込んでいます。



(2) 補助費等

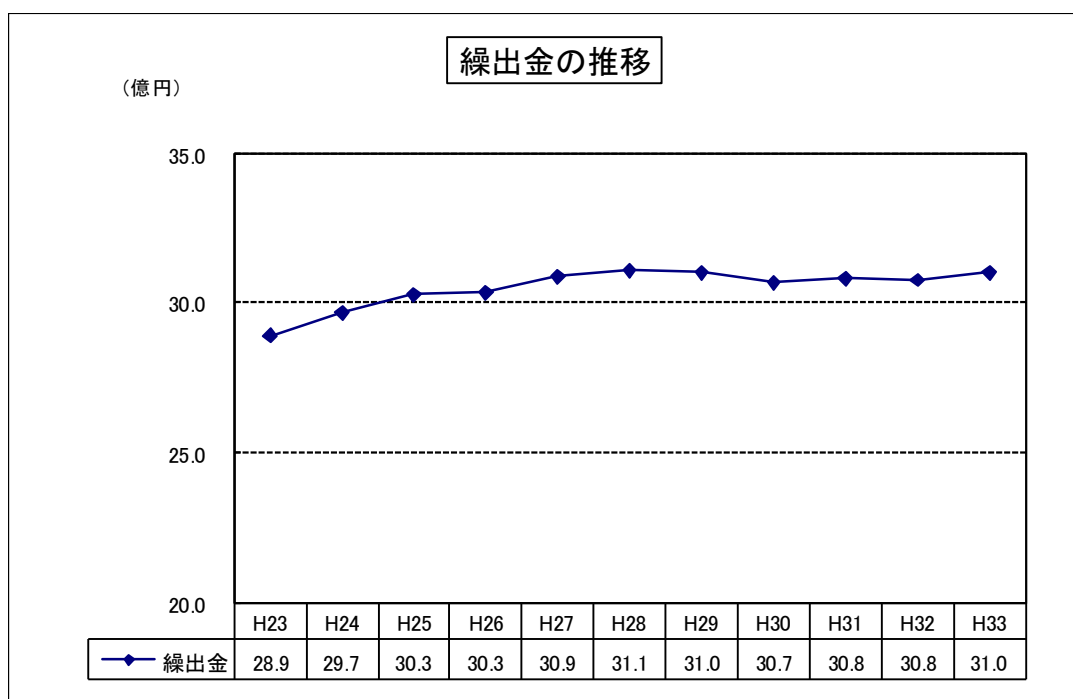
一部事務組合の負担金や各種団体への補助金等が含まれます。平成 26 年度は、大雪時の被災農業者への補助金及び水道会計への高料金化対策補助金が増



加したため急激に増加しました。大雪被害に関する補助金は一時的であるものの、水道局への補助金や平成 29 年度以降の秩父斎場の償還にかかる一部事務組合負担金の増加などにより高止まりし、30 億円台で推移すると見込んでいます。

(3) 繰出金

国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療保険特別会計、介護保険事業特別会計、下水道事業特別会計等に繰り出しています。景気の低迷、診療報酬の改定、高齢者医療制度改革などにより、平成 23 年度以降増加していましたが、25 年度から増加傾向は緩やかとなりました。大幅な制度改革がなければ、今後も概ね横ばいで推移するものと見込んでいます。

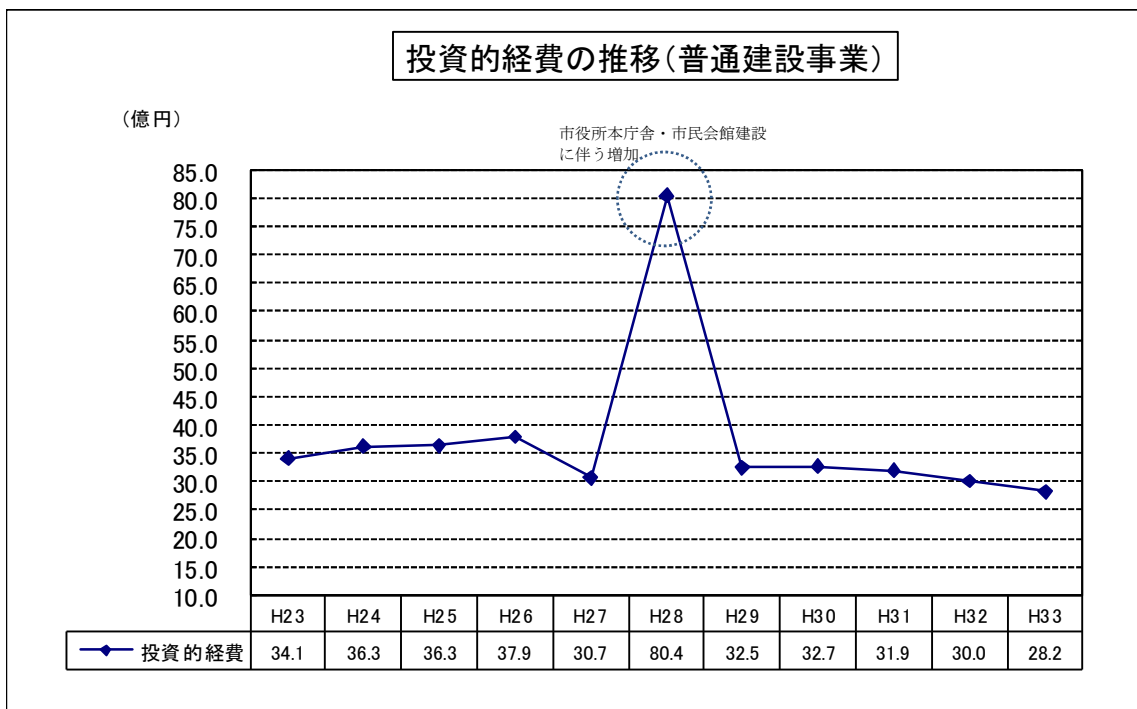


<投資的経費>

(1) 普通建設事業費

合併特例債を活用した義務教育施設や、道路、橋梁の整備などの普通建設事業費は高い数値で推移し、平成 28 年度には本庁舎・市民会館建設により急増しています。

今後は、生活道路の整備、防災行政無線の更新など、新市まちづくり計画及び総合振興計画に記載されているものを中心に計画的に実施していきますが、普通交付税の合併特例期間の終了に向けて、全体的事業費を抑制していきます。



(2) 災害復旧費

想定して計上する性質の経費ではなく、今後の推計にはなじまないことから、推計から除外しています。

3 取り組むべき課題

(1) 自主財源の確保

秩父市の自主財源は、歳入全体の約 42%しかありません(平成 27 年度決算)。平成 27 年度で普通交付税の合併特例期間が終了し、本年度から減額が始まりましたが、今後平成 32 年度までに約 10 億円もの減額が想定されます(平成 28 年度の交付税算定にあてはめて試算した場合)。

自主財源の確保が重要な課題となっており、以下の取組を強化します。

- ① 市税徴収率の向上
- ② 公共料金収納率対策
- ③ 使用料・手数料等の受益者負担の適正化
- ④ 未利用財産の売却
- ⑤ 行政財産の有効活用
- ⑥ ふるさと納税寄附金の募集
- ⑦ 定住促進及び人口増対策による納税者が増加する取組

(2) 経常経費の削減

平成 24~28 年度を計画期間とする秩父市財政健全化計画「地域を守る 80 マン」では、経常収支比率 80%を目標に取り組んできたため、平成 27 年度には改善し 84.1%となりました。財政構造の変化に伴い全国の自治体の平均値は 90%前後となっており、80%は高い目標ではありますが、本市においては 80%に少しでも近づけるよう財政運営を行うことを目指します。今後も一層の経費削減に努力していきます。

- ① 人件費
定員適正化計画に基づいて、今後も計画的に人件費の削減を行います。
 - ② 物件費
ファシリティマネジメントによる公共施設の統廃合を含め、コストの削減を徹底します。
 - ③ 補助費等
補助金等健全化要綱に基づいて、補助金・負担金等の適正な交付を行います。
 - ④ 繰出金
特別会計、企業会計に対しても経営努力を促し、繰出金を抑制します。
 - ⑤ 公債費
繰上償還の実施により、後年度の公債費負担を抑制します。必要な事業の財源として発行する場合には、合併特例債、辺地対策事業債、過疎対策事業債など、後年度の交付税措置率が高いものを活用することで、実質的な市の負担を軽減していきます。
- (3) 事務事業の見直し
事務事業の見直しにより、歳出を削減します。また、行政改革により生み出した財源を、優先順位の高い政策的事業に配分していきます。
- (4) 民間委託の推進
民間で実施できるサービスについては、積極的に民間委託に移行し、スリムな行政運営を実現します。
- (5) 地方債の抑制と基金の活用
地方債の発行は極力抑制するとともに、基金を活用した繰上償還など、通常の事業財源に影響を及ぼすことなく、地方債総額の抑制に努めます。

4 目標の設定

平成 33 年度の財政指標の目標を設定します。

| 指標名 | 平成 24 年度 (実績値) | 平成 25 年度 (実績値) | 平成 26 年度 (実績値) | 平成 27 年度 (実績値) | 平成 33 年度 (目標値) |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 経常収支比率 | 81.7% | 82.2% | 84.6% | 84.1% | 80% |
| 実質公債費比率 | 5.6% | 4.9% | 4.3% | 4.2% | 7%以内 |
| 将来負担比率 | 49.1% | 32.5% | 46.5% | 38.3% | 70%以内 |

経常収支比率は、80%を目標として全庁的な取組を継続します。

実質公債費比率は年々低下し、現在、非常に良好な数値となっています。しかし、今後の財政見通しで、平成 33 年度の公債費（繰上償還額を除く）は平成 27 年度と比較し 2%以上の増額となります。しかも、地方税収入は毎年減少し、普通交付税も合併特例期間終了となり、大幅な減額が見込まれています。このため、平成 27 年度の実績値を上回ることが確実な状況です。そこで、昨年の中期財政計画において、今後、平成 23 年度実績値の 7%を上回らないよう努力するとしたことから、前

回目標値と同率の7%としました。

また、将来負担比率につきましても、平成27年度の実績値を大きく上回る目標値となっています。これは、平成27年度末現在、本庁舎・市民会館建設に向けて公共施設整備基金への積立てを積極的に行っていたことから、比率を大きく下げる要因の一つとなっています。しかし、本庁舎・市民会館の建設が終了する平成28年度には、この基金を大きく取り崩すため、将来負担比率が大幅に上がることを確実となっています。そこで、これも前回の中期財政計画において目標値とした70%と同率としました。

5 中期財政計画（財政プラン）

本計画では、普通交付税の合併特例期間終了を見越した歳出削減を中心に考え、将来にわたって収支のバランスを保つ計画としています。

その方法については、平成24年度から毎年1億円、段階的に歳出（一般財源）を削減してきた考え方を踏襲しますが、削減額を平成28年度から毎年5千万円とし、削減した一般財源は従来どおり減債基金に積み立てる計画とします。

長期財政見通しでは、将来、形式収支の赤字が見込まれています。そこで、積み立てた減債基金については、この赤字が見込まれる年度において公債費の財源に充て、形式収支の赤字を避ける計画とします。

また、公債費削減の積極策として市債の繰上償還を行うこととし、減債基金を償還財源の一部とするため、平成28年度以降は必要額を取り崩す計画です。

| 歳入 | (単位:千円) | | | | | | |
|----------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | H27(決算) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| 地方税 | 8,700,858 | 8,479,802 | 8,335,396 | 8,184,861 | 8,181,268 | 8,033,010 | 7,882,266 |
| 地方譲与税・交付金等 | 1,618,279 | 1,536,906 | 1,523,684 | 1,505,954 | 1,493,953 | 1,530,520 | 1,516,597 |
| 地方交付税 | 7,666,928 | 7,447,319 | 8,141,861 | 6,978,939 | 7,118,943 | 6,789,758 | 6,781,257 |
| 負担金・使用料等 | 846,003 | 853,644 | 854,686 | 862,912 | 869,961 | 875,049 | 883,008 |
| 国県支出金 | 5,403,453 | 5,337,870 | 5,293,357 | 5,340,078 | 5,313,337 | 5,390,648 | 5,353,062 |
| 繰入金・繰越金 | 3,427,558 | 5,441,238 | 3,513,569 | 2,388,278 | 2,150,255 | 1,854,925 | 1,607,503 |
| 地方債 | 2,293,400 | 5,357,424 | 2,419,286 | 2,307,812 | 2,296,466 | 2,213,789 | 1,957,220 |
| その他 | 847,491 | 884,751 | 875,248 | 869,163 | 876,387 | 873,600 | 873,050 |
| 歳入合計 | 30,803,970 | 35,338,955 | 30,957,086 | 28,437,997 | 28,300,570 | 27,561,299 | 26,853,965 |
| 歳出 | | | | | | | |
| | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 |
| 人件費 | 4,168,051 | 4,121,205 | 4,091,780 | 4,074,811 | 4,048,763 | 4,026,317 | 4,004,082 |
| 扶助費 | 5,394,553 | 5,180,422 | 5,186,668 | 5,227,691 | 5,185,318 | 5,284,966 | 5,289,149 |
| 公債費 | 2,779,393 | 2,899,021 | 4,470,134 | 2,672,539 | 3,031,093 | 2,993,787 | 3,199,164 |
| 物件費 | 3,724,857 | 3,791,327 | 3,791,474 | 3,799,496 | 3,799,742 | 3,820,188 | 3,828,161 |
| 補助費等 | 3,505,729 | 3,668,465 | 3,725,297 | 3,731,458 | 3,785,982 | 3,843,548 | 3,661,623 |
| 繰出金 | 3,087,422 | 3,107,493 | 3,101,202 | 3,065,911 | 3,079,644 | 3,076,060 | 3,100,256 |
| その他 | 2,738,750 | 2,988,913 | 2,348,653 | 1,987,984 | 1,786,795 | 1,658,905 | 1,351,885 |
| 普通建設事業費 | 3,069,566 | 8,041,460 | 3,247,853 | 3,266,437 | 3,194,728 | 3,003,712 | 2,816,965 |
| 歳出合計 | 28,468,321 | 33,798,305 | 29,963,062 | 27,826,328 | 27,912,066 | 27,707,482 | 27,251,285 |
| 歳入合計－歳出合計(形式収支) | 2,335,649 | 1,540,650 | 994,024 | 611,669 | 388,505 | -146,183 | -397,321 |
| ○形式収支の赤字を避ける財政プラン | | | | | | | |
| 普通交付税の合併特例期間終了を見越した一般財源削減額 | 400,000 | 450,000 | 500,000 | 550,000 | 600,000 | 650,000 | 700,000 |
| 上欄のうち減債基金積立額 | 400,000 | 450,000 | 500,000 | 550,000 | 600,000 | 503,817 | 302,679 |
| 減債基金取り崩し額 (繰上償還財源を含む) | 0 | 120,000 | 570,000 | 0 | 140,000 | 176,163 | 110,000 |
| ※端数処理により、合計が合わない場合があります。 | | | | | | | |

6 長期財政見通し（財政プランを実行しない場合）

<10年後の予測>

中期財政計画では、平成33年度までを計画期間としていますが、秩父市の場合、普通交付税の合併特例期間が全て終了する平成33年度以降の財政見通しが極めて重要になります。そこで、中期財政計画と同じ手法で、平成38年度までの見通しをすると、次のようになります。歳出の削減に努める前提ですが、それでも平成32年度以降は形式収支が赤字になってしまう見込みとなっています。このため、今後さらなる行財政改革を行い、財政プランを確実に実行していく必要があります。

(単位：千円)

| 歳入 | 特例期間 → | 5カ年の段階補正(0.9 0.7 0.5 0.3 0.1) | | | | | | | | | | |
|------------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | H27(決算) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 |
| 地方税 | 8,700,858 | 8,479,802 | 8,335,396 | 8,184,861 | 8,181,268 | 8,033,010 | 7,882,266 | 7,814,437 | 7,664,961 | 7,592,524 | 7,447,141 | 7,428,958 |
| 地方譲与税・交付金等 | 1,618,279 | 1,536,906 | 1,523,684 | 1,505,954 | 1,493,953 | 1,530,520 | 1,516,597 | 1,503,660 | 1,490,723 | 1,477,431 | 1,464,900 | 1,452,773 |
| 地方交付税 | 7,666,928 | 7,447,319 | 8,141,861 | 6,978,939 | 7,118,943 | 6,789,758 | 6,781,257 | 6,680,362 | 6,718,840 | 7,056,975 | 6,699,053 | 6,488,816 |
| 負担金・使用料等 | 846,003 | 853,644 | 854,686 | 862,912 | 869,961 | 875,049 | 883,008 | 890,469 | 896,800 | 904,673 | 912,301 | 920,320 |
| 国県支出金 | 5,403,453 | 5,337,870 | 5,293,357 | 5,340,078 | 5,313,337 | 5,390,648 | 5,353,062 | 5,350,714 | 5,351,776 | 5,342,405 | 5,323,574 | 5,321,774 |
| 繰入金・繰越金 | 3,427,558 | 5,441,238 | 3,513,569 | 2,388,278 | 2,150,255 | 1,854,925 | 1,607,503 | 1,476,962 | 1,497,233 | 1,657,097 | 1,497,165 | 1,397,131 |
| 地方債 | 2,293,400 | 5,357,424 | 2,419,286 | 2,307,812 | 2,296,466 | 2,213,789 | 1,957,220 | 1,948,769 | 1,924,219 | 1,865,460 | 1,835,488 | 1,798,739 |
| その他 | 847,491 | 884,751 | 875,248 | 869,163 | 876,387 | 873,600 | 873,050 | 874,346 | 873,665 | 873,687 | 873,899 | 873,750 |
| 歳入合計 | 30,803,970 | 35,338,955 | 30,957,086 | 28,437,997 | 28,300,570 | 27,561,299 | 26,853,965 | 26,539,719 | 26,418,217 | 26,770,253 | 26,053,521 | 25,682,262 |
| 歳出 | | | | | | | | | | | | |
| | H27(決算) | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 |
| 人件費 | 4,168,051 | 4,121,205 | 4,091,780 | 4,074,811 | 4,048,763 | 4,026,317 | 4,004,082 | 3,981,139 | 3,958,708 | 3,936,540 | 3,914,262 | 3,892,271 |
| 物件費 | 3,724,857 | 3,791,327 | 3,791,474 | 3,799,496 | 3,799,742 | 3,820,188 | 3,828,161 | 3,834,815 | 3,849,083 | 3,858,079 | 3,867,725 | 3,879,236 |
| 扶助費 | 5,394,553 | 5,180,422 | 5,186,668 | 5,227,691 | 5,185,318 | 5,284,966 | 5,289,149 | 5,271,662 | 5,272,426 | 5,277,012 | 5,248,475 | 5,252,605 |
| 補助費等 | 3,505,729 | 3,668,465 | 3,725,297 | 3,731,458 | 3,785,982 | 3,843,548 | 3,661,623 | 3,703,077 | 3,741,117 | 3,773,568 | 3,811,989 | 3,849,453 |
| 公債費 | 2,779,393 | 2,899,021 | 4,470,134 | 2,672,539 | 3,031,093 | 2,993,787 | 3,199,164 | 3,056,821 | 3,012,372 | 3,373,234 | 2,800,098 | 2,428,768 |
| 繰出金 | 3,087,422 | 3,107,493 | 3,101,202 | 3,065,911 | 3,079,644 | 3,076,060 | 3,100,256 | 3,105,220 | 3,113,522 | 3,125,677 | 3,135,176 | 3,135,296 |
| 普通建設事業費 | 3,069,566 | 8,041,460 | 3,247,853 | 3,266,437 | 3,194,728 | 3,003,712 | 2,816,965 | 2,804,964 | 2,816,078 | 2,759,156 | 2,740,213 | 2,720,211 |
| 歳出合計 | 28,468,321 | 33,798,305 | 29,963,062 | 27,826,328 | 27,912,066 | 27,707,482 | 27,251,285 | 27,042,341 | 27,015,785 | 27,336,144 | 26,723,873 | 26,347,638 |
| 歳入合計－歳出合計(形式収支) | 2,335,649 | 1,540,650 | 994,024 | 611,669 | 388,505 | -146,183 | -397,321 | -502,622 | -597,568 | -565,891 | -670,352 | -665,376 |

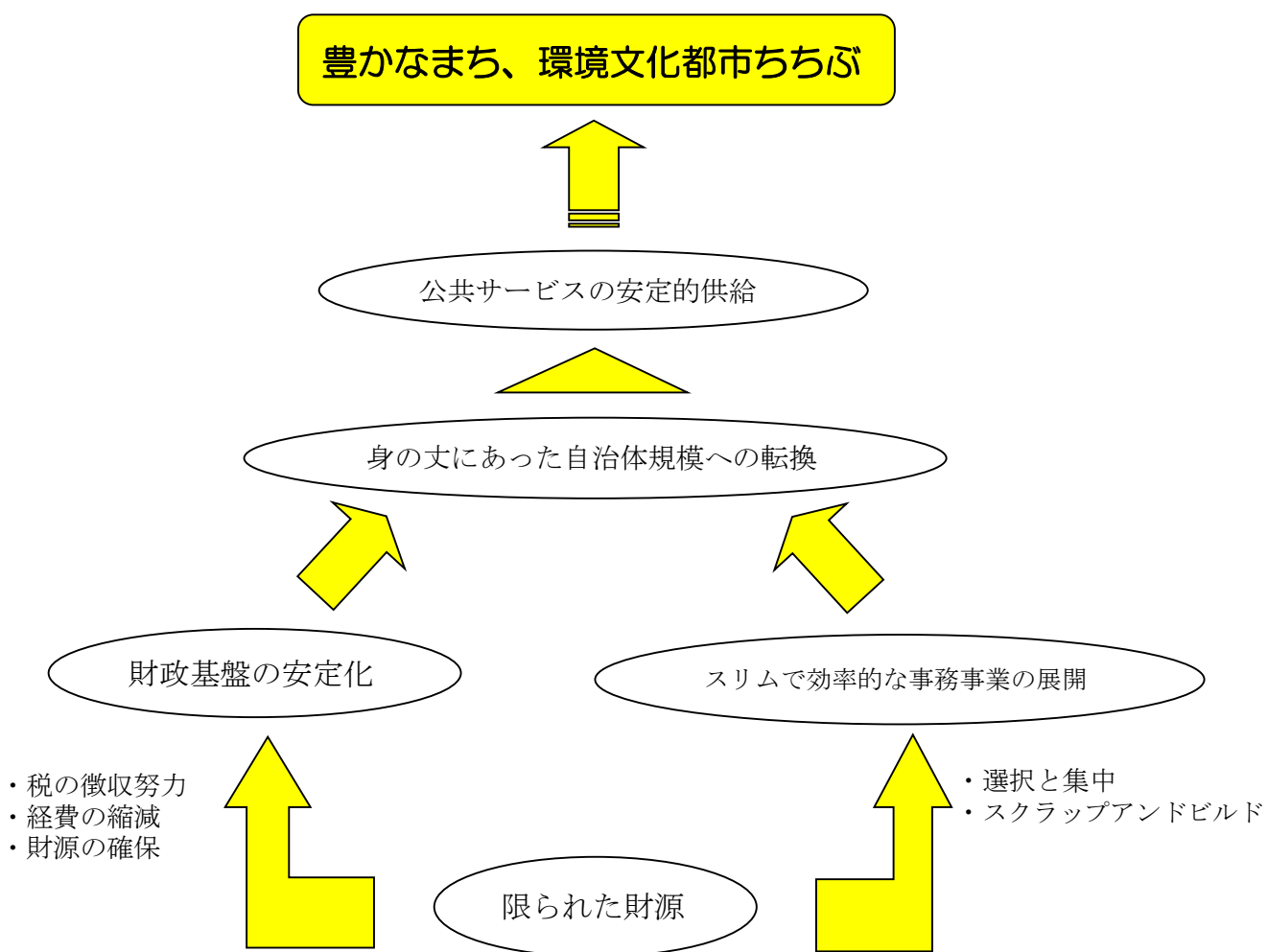
Ⅱ 第3次 財政健全化計画

第1章 計画の基本的事項

1 基本的理念

本市では、合併により拡大した財政規模の適正化に向けて動き出さなければならない時期にきています。その中でも様々な施策の展開に対応するためには、限られた財源の中ではありますが財政基盤を安定化し、スリムで効率的な事務事業の展開を行い、身の丈にあった自治体規模への転換を図ることが必要となっています。

そこで、医療、福祉、教育を充実させ、併せて地域の経済を活性化することで、心と体と生活を豊かにし、恵まれた自然と誇り高い文化を守り育む都市を目指すことを基本理念とし、「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の更なる発展のために「財政健全化計画」を全庁挙げて推進することとします。



2 計画の内容

(1) 計画期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

(2) 目標

これまで以上に行財政改革に取り組み、経常的な歳出削減対策や財源確保対策を講じながら、財政全般にわたり見直します。

そこで、社会情勢の変化などに柔軟に対応できるよう、また、新たな事業展開への財源確保を図る中で、財政の弾力性を示す「経常収支比率」に着眼し、数値目標を 80% に設定（平成 27 年度決算では 84.1%）し、取り組むこととします。

(3) 取組姿勢

本市では、平成 28 年度から、普通交付税の合併算定替終了に伴う段階的な減額が始まり、平成 33 年度には特例措置がなくなり、今以上に厳しい財政状況になることが予想されます。そこで、今後も『現場主義に徹すること』と『前例踏襲から脱却すること』を基本原則とし、現場に出向き、また、知恵を絞って、行財政改革を始め様々な行政課題に取り組むものとします。

第 2 章 財政健全化計画

1 人件費

人件費は、経常的経費の中でも大きなウェイトを占めており、今後の厳しい財政状況を見据え、引き続き職員数の縮減を図り、人件費の抑制に取り組む必要があります。

適正に職員数を削減していくためには、組織体制や事務事業のスリム化は必要不可欠であり、市民が求める行政サービスの質と量に配慮しながら、身の丈に合った行財政規模への転換を推進します。また、正規職員については、定員適正化計画や退職者と新規採用者の調整による職員数の削減計画に基づき、職員の士気や組織上の指揮命令系統に支障をきたさないよう配慮しながら、職員数の削減を図ります。

なお、やむを得ず臨時職員等を雇用する場合は、正規職員の事務配分等を見直し、現有の人員で事務処理ができないかを厳正に検討し、臨時職員、パート職員を含めて人件費の削減に取り組めます。

| No | 取組項目 | 取組の概要 |
|----|---------------------|---|
| 1 | 退職補充の抑制 (職員数の削減) | 定員適正化計画や組織・職制の見直しにより、職員数の削減を図り、人件費を抑制する。 目標値 △38 人 |

| | | |
|---|-------------|---|
| 2 | 時間外勤務手当の削減 | フレックスタイムの活用や事務配分の見直し、課内の協力体制の強化により、時間外勤務手当の削減に努める。 目標値 △10% |
| 3 | パート職員等の採用抑制 | 臨時職員を雇用する場合は、正規職員の事務配分の見直しにより対応できないか検討する。また、現在、臨時職員を採用している場合でも事務内容や事務量を検証し、真に臨時職員が必要かを精査する。 |

2 扶助費

歳出総額に占める扶助費の割合は高く、また、急速に進む少子高齢化社会への対策や生活保護対象世帯の増加など年々経費は増加しています。

扶助費は生活保護法や児童福祉法、障害者自立支援法等に基づき被扶助者に支給されているもので、簡単に経費削減ができる性質のものではありません。

しかし、簡単に削減、圧縮できない経費であるがゆえに本市の財政力に比べ過重なサービスとなっていないか常に検討する必要があります。今後は、各種事業の中に、見直し可能な単独事業などがいないか常に検討を行い、経費の増加率を抑制していきます。

| No | 取組項目 | 取組の概要 |
|----|----------------------------------|--|
| 1 | 重複するサービスの事業廃止の検討と見直し及びサービス内容の見直し | 本市が実施するサービス事業のうち、他のサービスの利用でカバーできる事業の見直しを図る。また、支給金額等のサービス内容の見直しを図る。 |
| 2 | 生活保護受給者の自立支援の充実 | 自立を助長するための就労支援等、相談・指導体制の一層の充実を図る。 |

3 公債費

公債費（市債の元利償還金）の増大が、財政構造を硬直化させる要因となり、経常収支比率を押し上げることとなります。本市においても、合併特例債を活用したインフラ整備、臨時財政対策債の累積により、公債費が増加しています。

合併特例債を活用した教育施設や本庁舎・市民会館の建設が完了した今、地方債の発行は極力抑制しなければなりません。

また、平成33年度からは合併特例債が発行できなくなるため、償還に対し交付税算入率の高い地方債を効果的に活用していくことで、実質的な市の負担を軽減していきます。

こうした状況のもと、公債費抑制の方策としては、既に借り入れた債務を繰上償還することや、据置期間や償還期間の見直し、基金活用による借入額抑制等の検討を行います。

| No | 取組項目 | 取組の概要 |
|----|-----------------|--|
| 1 | 償還期間の検討 | 10年ごとに借り換えを行う金利見直し方式により借入を行い、借入利率を抑制する。 |
| 2 | 繰上償還の実施 | 減債基金を活用して10年の利率見直し時期に合わせて繰上償還を実施する。 |
| 3 | 基金活用による地方債発行の抑制 | 地方債総額を抑制するため、公共施設整備基金を繰り入れて普通建設事業の財源とし、地方債発行額の抑制を図る。 |
| 4 | 地方債種類の検討 | 普通交付税算入率の高い地方債を活用し、後年度の元利償還の際の自主財源充当額を抑制する。 |

4 物件費・維持補修費

物件費は、旅費、委託料、需用費、備品購入費など、維持補修費は、施設の修繕料などであり、特に各施設の管理経費の増加やアウトソーシングの増加は、経常収支比率を押し上げる要因となっています。

合併により増大した公共施設について、稼働状況、地域性、施設の老朽化等の状況を勘案しながら統廃合や再配置を進めるファシリティマネジメントを推進し、物件費の削減に努めます。

光熱水費などの経費は、職員個人レベルでの日常の努力が必要なことから、「職場での行動計画」を定めて、今まで以上にコスト意識を徹底します。

また、民間で実施できるサービスについては、積極的に民間委託に移行し、スリムな行政運営を実現します。

| No | 取組項目 | 取組の概要 |
|----|----------|---|
| 1 | コピー枚数の削減 | コピー枚数を削減することにより用紙代及び使用料の削減を図る。具体的には、両面印刷の励行、庁内グループウェアの活用、裏面の再利用、レイアウトの工夫などによる。 |
| 2 | 事務用品費の削減 | 事務用品の単価契約を締結し、消耗品の購入単価を下げる。 リサイクル製品の活用や定期購読誌の見直し、庁内グループウェアを利用して他の課に在庫のある事務用品を有効活用する。 |
| 3 | 光熱水費の削減 | こまめに消灯、昼休や離席時にはパソコンの電源オフ、昼休み・就業後の消灯を徹底して光熱水費を削減する。 また、有利な電力会社との契約を検討する。 |

| | | |
|---|------------|--|
| 4 | 公用車管理の見直し | 公用車の台数を抑制し、普通自動車から軽自動車への置き換えを行い、燃料費、車検代を削減する。 |
| 5 | 電話料の削減 | Eメールの活用による通信運搬費の削減。 |
| 6 | 施設運営の見直し | ファシリティマネジメントにより、施設の必要性を検討し、統廃合を積極的に進める。 |
| 7 | 委託契約方法の見直し | 住宅管理、清掃、施設管理等、各業務の外部委託を検討する。また、同種の委託契約の一括契約、複数年契約により、スケールメリットを生かした単価削減を図る。 |

5 補助費等・繰出金・出資金

補助費等は、各種団体や一部事務組合への負担金や補助金などであり、繰出金は、一般会計から特別会計・企業会計へ国が定めた基準等に基づき支出されているものです。

補助費等については、市政の補完的、代行的な役割を果たしている団体などに支出されており、その事業が効率的、効果的に行われているかどうか交付対象事業を一定の公平性などの観点から見直す必要があります。

繰出金については、国の定める基準があるため、その金額を削減することは容易ではありませんが、特別会計・企業会計内において経営努力を行い、独立採算の原則に基づき、収入の確保とコストの削減を行っていくべきです。また、一部事務組合に対しても引き続き市と同様のコスト削減に努めるよう働きかけます。

公営企業への出資金についても、国が定めた基準等に基づき、長期的な視点に立ち適切に対処します。

| No | 取組項目 | 取組の概要 |
|----|--------------------------------|---|
| 1 | 補助金等健全化に関する要綱の推進 | 財政健全化推進本部の推進部会を活用し、補助金等健全化に関する要綱による効果の検証と要綱の基準に合致していない補助金の見直しを図る。 |
| 2 | 特別会計・企業会計及び一部事務組合に係る負担金・繰出金の削減 | 対象となる会計の経営努力により、受益者負担の原則に基づき、収入の確保や利用料金の見直しを含めた適正化を検討する。 |
| 3 | 会費、研修会参加費等経費の見直し | 関与の見直しや必要性を再検討して経費の削減を図る。 |

6 歳入確保（その他取り組むべき方策）

(1) 市税の確保（歳入の徴収向上）

本市の平成 27 年度の市税の当該年度課税分の徴収率は、県平均と同一の 98.5%ですが、市税全体の徴収率は、滞納分の納付が進まなかったことから 92.7%となっています。

納税者の利便性を踏まえた収納方法を検討し、期限内納付を推進することにより収納率の向上を図ります。

(2) 受益者負担原則の徹底

行政サービスを提供する場合に要する費用の財源は、市税収入などが基本ですが、駐車場や文化・スポーツ施設などのように、特定の利用者にサービスが限定される場合は、利用者と利用しない人との負担の公平の観点から、その利用者に費用負担を求めるべきであるという考え方が受益者負担の原則です。

この原則に基づいて、「経営」の観点からコストを縮減するとともに、民間・他団体などと比較してバランスを欠いているものは歳入面においても見直しを行います。また、同種・類似の事業について、利用者の負担水準に格差がある場合についても見直しを行います。

(3) 広告収入の検討

現在保有している資産を最大限に活用することや、新たな手法に基づき歳入を増やす必要性が高まっていることから、広告収入推進のための研修等を行い、市ホームページや広報誌などの刊行物、封筒やパンレット等の印刷物、公共施設への広告掲示やネーミングライツ（命名権）などを活用した広告収入事業の拡大を行います。

(4) 未利用財産の売却・貸付の促進

土地の新規取得を抑制するとともに、市有資産の利用計画や利用状況を見直し、施設の統廃合、敷地の高度利用、他用途への転用など有効活用を図ります。

また、将来事業化を予定しているが、当面は利用予定のない土地は、一時的に貸付を行うなど有効活用を図ります。

さらに、市の財産として有効活用できない土地は売却の方向で検討します。

(5) 行政財産の有効活用

地方自治法の改正により、行政財産の目的外使用で設置許可をしている自動販売機について、貸付による設置が可能になりました。

貸付時に設置事業者を公募することで、設置における機会均等や公平性が確保できるとともに、競争入札や見積り合わせ等の実施により、歳入の増加が期待できます。さらに、複数年契約が可能となり、事務手続きの効率化も図れますので、今後、契約更新時には、順次、貸付方式の導入を検討します。

(6) ふるさと納税寄附金の募集

新たな財源として「ふるさと納税」が注目されており、現在でも寄附者への特典を用意して積極的に募集をしているが、今後は企業版ふるさと納税制度や、用途を明確にしたクラウドファンディング的な方法の導入に向けて検討します。

むすびに

中期財政計画及び財政健全化計画を策定するにあたり、本市の財政全体を考慮し、特別会計の健全性なども視野に入れながら、普通会計の収支バランスを確保することこそが最大の目的であります。

そのためには、行財政運営の一翼を担う職員一人ひとりが厳しい現実を直視し、行政としての責務を果たす必要があり、この取組を一層強化し、未来に向けた新しい市政を創造していかなければなりません。

さらには、市民とのパートナーシップの強化により、急速に進む少子高齢化の進行、環境問題などの諸問題に優先的に対応できるよう、積極的かつ自主的な行財政運営のあり方を模索し、構築していくことも必要であると考えます。

本市の財政健全化に向けた取組は、市政進展のため欠かせないものであり、地方分権の時代にふさわしい「簡素で効率的な行政システム」を確立することが必要です。こうしたシステムの下で、重要政策課題としての雇用の確保や安心できる医療と福祉の実現、環境・観光のまちづくりなどの諸課題に各職員が的確に答え、備えることができるよう、この計画に示した様々な取組を実施していかなければなりません。

本市では既に各職員が重要課題に積極的に対応し、行政評価制度を活用した予算編成等の行財政改革に取り組んでおり、多くの部分で成果を挙げてきています。しかし、改革には多くの痛みが伴います。経費の節減を進めるとき、サービスの質の確保と住民負担の増加とのバランスを考慮しなければならず、特に市民等の「協働によるまちづくり」への参加意識や行政運営に対する士気の低下等を招くことのないよう細心の注意を払いながら、財政の健全化に努めなければなりません。

この計画に示された個々の取組は目標であり、容易に実行、達成できるものではありません。しかしながらその達成度は、最終目標である「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の達成度を左右することからも、この計画に示した目標以上の効果をあげることができるよう、アイデアを出し合い、全庁を挙げて歳入確保・歳出削減対策に取り組む必要があります。

今後、常に経費を含めた現行事業の見直しや検討を行いながら、市民ニーズに対応した行政が実施できるよう、この計画を推進してまいります。